

手続名
寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更手続

担当課・係（連絡先）

政策企画課（049-251-2711 内線234）

手続説明

- ・ **概要**
以下の要件を満たす場合、住所や氏名等の変更を申出る制度です。
- ・ **要件**
寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出後に、住所・氏名等に変更が生じた
- ・ **提出期限**
寄附を行った年の翌年の1月10日まで

必要書類

- ・ **マイナンバー確認書類と本人確認書類のコピー**
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
 - ・ **寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書**
- ※必要書類を、郵送で政策企画課まちづくり寄附担当まで送付してください（郵送料等は申請者様のご負担となります。）。
- ※以下の手続詳細URLから詳細を必ずご確認ください。

手続詳細URL

<http://www.city.fujimi.saitama.jp/40shisei/12furusato/wannsutopputokurei.html>

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし